

岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針
新旧対照表

改正後	改正前
<p>岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針</p>	<p>岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針</p>
<p>第 1 趣旨</p> <p>この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、公共建築物等における木造化（注 1）、内装等の木質化（注 2）及び木製品の導入等を推進することにより、木材の利用拡大を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、本方針において定める木材利用の推進とは、原則県産材の利用をいうが、本市の貴重な地域資源である清流「長良川」から享受される多くの恩恵に鑑み、清流「長良川」流域の森林（注 3）から生産された木材（以下「長良川流域材」という。）の積極的な利用の推進に努めることである。</p> <p>ただし、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたり求められる諸条件により、長良川流域材の使用が困難な場合は、当該流域材以外の県産材の積極的な利用に努めるものとする。</p> <p>なお、本方針は、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して定めるものである。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、公共建築物等における木造化（注 1）、内装等の木質化（注 2）及び木製品の導入などを推進することにより、木材の利用拡大を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、本方針において定める木材利用の推進とは、原則県産材の利用をいうが、本市の貴重な地域資源である清流「長良川」から享受される多くの恩恵に鑑み、清流「長良川」流域の森林（注 3）から生産された木材（以下「長良川流域材」という。）の積極的な利用の推進に努めることである。</p> <p>ただし、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたり求められる諸条件により、長良川流域材の使用が困難な場合は、当該流域材以外の県産材の積極的な利用に努めるものとする。</p> <p>なお、本方針は、岐阜県が定める「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して定めるものである。</p>
<p>第 2 公共建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項</p> <p>市は、法第 5 条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたっては、長良川流域材の積極的な利用に努めるものとする。</p> <p>1 木材の利用推進の意義と効果</p> <p>木材の利用推進は、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全に繋がり、森林が有する多面的機能の保持、地域経済の活性化及び雇用の創出、脱炭素社会の実現並びに循環型社会の形成に貢献する。特に、公共建築物は市民に広く利用されるものであることから、木材がもたらす安らぎと温もりのある健康的で快適な生活空間を創出することにより、木材の良さをより多くの市民に実感してもらうことが可能となる。</p> <p>したがって、公共建築物等における木材利用の推進により、一般住宅等における木材利用の促進、更には建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大等の波及効果が期待できる。</p> <p>更に、長良川上流域の自治体と、分収造林「たずさえの森」事業を展開している本市において、長良川流域材の積極的な利用推進に努めることは、岐阜の夏の風物詩として受け継がれる「ぎふ長良川鵜飼」の伝承や市民の日常生活に必要不可欠な飲料水の良好な水質維持等、本市における水環境の保全に重要な役割を果たすこととなる。</p> <p>2 木材利用の有効性 (略)</p> <p>3 木材の利用を推進すべき公共建築物</p> <p>木材の利用を推進すべき公共建築物とは、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1</p>	<p>第 2 公共建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項</p> <p>市は、法第 4 条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共建築物等の整備及び公共土木工事の実施にあたっては、長良川流域材の積極的な利用に努めるものとする。</p> <p>1 木材の利用推進の意義と効果</p> <p>木材の利用推進は、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全に繋がり、森林が有する多面的機能の保持、地域経済の活性化や雇用の創出、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に貢献する。特に、公共建築物は市民に広く利用されるものであることから、木材がもたらす安らぎと温もりのある健康的で快適な生活空間を創出することにより、木材の良さをより多くの市民に実感してもらうことが可能となる。</p> <p>したがって、公共建築物等における木材利用の推進により、一般住宅等における木材利用の促進、更には建築物以外の工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大等の波及効果が期待できる。</p> <p>更に、長良川上流域の自治体と、分収造林「たずさえの森」事業を展開している本市において、長良川流域材の積極的な利用推進に努めることは、岐阜の夏の風物詩として受け継がれる「ぎふ長良川鵜飼」の伝承や市民の日常生活に必要不可欠な飲料水の良好な水質維持など、本市における水環境の保全に重要な役割を果たすこととなる。</p> <p>2 木材利用の有効性 (略)</p> <p>3 木材の利用を推進すべき公共建築物</p> <p>木材の利用を推進すべき公共建築物とは、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1</p>

【別紙2】

条各号に掲げる建築物で、具体的には、学校、社会福祉施設、病院、運動施設、社会教育施設、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等をいう。

4 木造化の推進を検討する公共建築物の範囲
(略)

第3 公共建築物等における木材の利用の目標
(略)

第4 その他公共建築物等における木材の利用推進に関する事項
(略)

4 公共建築物等のPR及び普及

公共建築物等の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造の公共建築物のPR及び普及に努めることとする。

また、市内の公共建築物以外の建築物等においても、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう努めるものとする。

附則

この方針は、平成25年6月7日より適用する。
この方針は、令和2年8月20日より適用する。
この方針は、令和5年10月4日より適用する。

(以下、略)

条各号に掲げる建築物で、具体的には、学校、社会福祉施設、病院、運動施設、社会教育施設、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等をいう。

4 木造化の推進を検討する公共建築物の範囲
(略)

第3 公共建築物等における木材の利用の目標
(略)

第4 その他公共建築物等における木材の利用推進に関する事項
(略)

4 公共建築物等のPR及び普及

公共建築物等の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造の公共建築物のPR及び普及に努めることとする。

附則

この方針は、平成25年6月7日より適用する。
この方針は、令和2年8月20日より適用する。

(以下、略)